

令和2年度宮城大学入学予定者及び入学志願者の皆様へ

宮 城 大 学

【1】高等教育の修学支援新制度の対象となる者への令和2年度入学金及び授業料の減免について

令和2年4月から、国による高等教育の修学支援新制度が実施されます。本制度は、入学金及び授業料の減免と、給付型奨学金の支給により、学ぶ意欲がある学生の「学び」を支援するものであり、本学は当該制度の対象大学となっております。

本学では、本制度における令和2年度入学金及び授業料の減免について、下記のとおり実施することとなりましたので、ご確認願います。

申請手続きなどの詳細につきましては、入試区分ごとの入学手続き時に合格者宛てに送付する入学手続き書類又は令和2年3月に入学予定者に送付する入学案内書類に同封する予定です。

記

◆高等教育の修学支援新制度における入学金及び授業料減免制度の概要（令和2年度）

本学では、高等教育の修学支援新制度の対象となる入学者に対して、世帯の所得金額に基づく区分により、下記のとおり入学金及び授業料を減免します。

<入学金>

世帯の所得金額に基づく区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
減免割合	3/3	2/3	1/3
減免額上限	282,000 円	188,000 円	94,000 円
入学金 282,000 円	減免額 282,000 円	減免額 188,000 円	減免額 94,000 円
	入学者負担額 0 円	入学者負担額 94,000 円	入学者負担額 188,000 円
入学金 564,000 円	減免額 282,000 円	減免額 188,000 円	減免額 94,000 円
	入学者負担額 282,000 円	入学者負担額 376,000 円	入学者負担額 470,000 円

<授業料（年額）>

世帯の所得金額に基づく区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
減免割合	3/3	2/3	1/3
授業料 535,800 円	減免額 535,800 円	減免額 357,200 円	減免額 178,600 円
	入学者負担額 0 円	入学者負担額 178,600 円	入学者負担額 357,200 円

<参考：給付型奨学金（月額）>

世帯の所得金額に基づく区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
自宅通学者 ※	29,200円（33,300円）	19,500円（22,200円）	9,800円（11,100円）
自宅外通学者	66,700円	44,500円	22,300円

※（ ）内は、生活保護世帯等の場合の月額

注意事項

- 東日本大震災により被害を受けた世帯に属する皆様は、次頁【2】でご案内する、本学が行う「東日本大震災被災世帯に属する者への令和2年度入学金及び授業料減免制度」と併せての申請が可能です。ただし、審査の結果、両制度の適用対象となった場合は、いずれか高い方の減免額が適用されます。当該減免額に対しては、まずは国の新制度による減免額が優先して充当され、差額が生じた際に、本学が行う震災減免制度による減免額が充当されることとなります。
- 本制度の詳細については、文部科学省のウェブサイトをご確認ください。入学後に申請することも可能です。
<https://www.mext.go.jp/kyufu/>

【2】東日本大震災被災世帯に属する者への令和2年度入学金及び授業料の減免について

東日本大震災により被害を受けた入学志願者及びご家族の皆様にご心からお見舞い申し上げます。

本学では、東日本大震災により被害を受けた世帯に属する入学志願者が、大学進学を断念することのないように、被災世帯に対する経済的支援として、これまで入学金及び授業料の減免を行っており、令和2年度も引き続き実施する予定となりました。減免を実施することが正式決定した際は、改めて本学ウェブサイト、合格者宛てにお知らせしますので、ご確認願います。

なお、下記の制度概要は現在検討中のものです。申請手続きなどの詳細につきましては、入試区分ごとの入学手続き時に合格者宛てに送付する入学手続書類又は令和2年3月に入学予定者に送付する入学案内書類に同封する予定です。

記

◆東日本大震災被災世帯に属する者への入学金及び授業料減免制度の概要（令和2年度）

東日本大震災により、入学者と生計を一にする家計支持者（入学者が独立生計者の場合は本人）が下表の被災区分①～②のいずれかに該当する場合、被災の程度に応じ、令和2年度入学金及び授業料の全額又は半額を免除します。

被災区分	入学金・授業料の免除額
① 住居の全壊、全焼、流失、大規模半壊	全額免除
② 住居の半壊、半焼	半額免除

注意事項

- 1) 住居は原則として家計支持者の**自己所有**とし、東日本大震災にかかる災害救助法適用市町村内にある場合に限りませんが、特別の事情がある場合はこの限りではありませんので個別にご相談ください。
- 2) 前頁【1】でご案内した、令和2年度から新たに導入される国の「高等教育の修学支援新制度」と併せての申請が可能です。ただし、審査の結果、両制度の適用対象となった場合は、いずれか高い方の減免額が適用されます。当該減免額に対しては、まずは国の新制度による減免額が優先して充当され、差額が生じた際に、本学が行う震災減免制度による減免額が充当されることとなります。
- 3) 入学金の減免を希望する場合には、所定の期間内に申請が必要です。既に入学金を納付している入学予定者の皆様には、本制度の正式決定後、別途減免に関する申請手続きについてお知らせいたします。
- 4) 授業料の減免を希望する場合は、入学後に前期・後期それぞれ別途指定する期間内に申請が必要です。
- 5) 次のいずれかに該当する場合、授業料減免割合の引下げ又は減免対象外となる場合があります。
 - ・入学後に年間授業料（535,800円）以上の給付型（返済不要）奨学金を受給する学生
 - ・入学後に一定の学力要件を満たさない学生

該当条件や申請手続きなど不明な点につきましては、下記の問い合わせ先にお問い合わせください。
詳細については、大学のウェブサイト等でお知らせしますのでご確認ください。

◆問い合わせ先

【入学金に関すること】

事務局企画・入試課 入試グループ 電話 022-377-8595

【授業料に関すること】

事務局学務課 学生支援グループ 電話 022-377-8215